

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第3区分
 【発行日】令和6年7月24日(2024.7.24)

【国際公開番号】WO2023/068311
 【出願番号】特願2023-554731(P2023-554731)

【国際特許分類】

H 0 4 R 7/08(2006.01)

H 0 4 R 7/12(2006.01)

C 0 3 C 27/12(2006.01)

B 6 0 J 1/00(2006.01)

10

【F I】

H 0 4 R 7/08

H 0 4 R 7/12 Z

C 0 3 C 27/12 Z

B 6 0 J 1/00 H

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月3日(2024.4.3)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラス板と、

前記ガラス板と接続固定されるマウント部と、を有し、

前記マウント部には、第1ネジ部および第2ネジ部が形成され、

前記第1ネジ部および前記第2ネジ部は、右ねじ構造および左ねじ構造の組合せであり

30

、
 前記マウント部を介して前記ガラス板が加振される、ガラス振動板。

【請求項2】

前記第1ネジ部の径である第1ネジ径と、前記第2ネジ部の径である第2ネジ径とが異なる、請求項1に記載のガラス振動板。

【請求項3】

前記ガラス板の平面視において、前記第1ネジ部の外縁は、前記第2ネジ部の外縁よりも外側に有する、請求項2に記載のガラス振動板。

【請求項4】

前記ガラス板の平面視において、前記第1ネジ径の中心は、前記第2ネジ径の中心と一致する、請求項3に記載のガラス振動板。

40

【請求項5】

前記ガラス板の平面視において、前記第1ネジ部の径である第1ネジ径の中心は、前記マウント部の中心と一致し、前記第2ネジ部は、前記第1ネジ部の外縁よりも外側に位置する、請求項1に記載のガラス振動板。

【請求項6】

前記ガラス板の平面視において、前記第1ネジ部の径である第1ネジ径の中心は、前記マウント部の中心と一致し、前記第2ネジ部は、前記第1ネジ部の外縁よりも外側に位置する、請求項2に記載のガラス振動板。

【請求項7】

50

前記マウント部は、前記第 2 ネジ部を複数個有し、

前記ガラス板の平面視において、複数個の前記第 2 ネジ部は、前記第 1 ネジ部を中心とした円周上において、回転対称に配置されている、請求項 5 に記載のガラス振動板。

【請求項 8】

前記マウント部は、前記第 2 ネジ部を複数個有し、

前記ガラス板の平面視において、複数個の前記第 2 ネジ部は、前記第 1 ネジ部を中心とした円周上において、回転対称に配置されている、請求項 6 に記載のガラス振動板。

【請求項 9】

前記第 1 ネジ部および前記第 2 ネジ部は、凹状側面にねじ構造が形成される、請求項 1 に記載のガラス振動板。

【請求項 10】

前記第 1 ネジ部および前記第 2 ネジ部は、凸状側面のねじ構造および凹状側面のねじ構造の組合せによって形成される、請求項 1 に記載のガラス振動板。

【請求項 11】

前記第 1 ネジ部および前記第 2 ネジ部は、凸状側面にねじ構造が形成される、請求項 1 に記載のガラス振動板。

【請求項 12】

前記ガラス板の平面視において、前記第 1 ネジ部と前記第 2 ネジ部とは、同じ径で同じ位置にあり、

前記第 1 ネジ部および前記第 2 ネジ部は、凸状側面の両方または凹状側面の両方に、前記右ねじ構造および前記左ねじ構造が形成されている、請求項 1 に記載のガラス振動板。

【請求項 13】

前記ガラス板は、

第 1 面と第 2 面を有する、第 1 ガラス板と、

第 3 面と第 4 面を有し、厚さ方向に貫通孔が形成された第 2 ガラス板と、を有する、合わせガラスである、請求項 1 に記載のガラス振動板。

【請求項 14】

前記マウント部は、前記貫通孔を通り、前記第 2 ガラス板の平面視における前記貫通孔の周辺に拡がる構造を有して、前記第 1 ガラス板と前記第 2 ガラス板との間に挟持される、請求項 13 に記載のガラス振動板。

【請求項 15】

前記マウント部は、前記貫通孔の内部に収納される、請求項 14 に記載のガラス振動板。

【請求項 16】

前記マウント部は、前記ガラス板の主面に備えられた接着層によって接着固定されている、請求項 1 に記載のガラス振動板。

【請求項 17】

前記ガラス板は、曲面状を有する、請求項 1 に記載のガラス振動板。

【請求項 18】

請求項 1 から 17 のいずれか 1 項に記載のガラス振動板と、前記マウント部に固定されるエキサイタと、を有する、エキサイタ付きガラス振動板。

【請求項 19】

請求項 18 に記載のエキサイタ付きガラス振動板が、車両に取付けられる、車両用窓ガラス。

【請求項 20】

前記エキサイタ付きガラス振動板が、サイドガラスである、請求項 19 に記載の車両用窓ガラス。

10

20

30

40

50